【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月８日
【会社名】	岩谷産業株式会社
【英訳名】	IWATANI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　野　村　雅　男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町３丁目６番４号
【電話番号】	(06)7637-3325
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経理部長　渡　邉　正　博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋３丁目21番８号
【電話番号】	(03)5405-5725
【事務連絡者氏名】	経理部部長(東京担当)　川　﨑　智　彦
【縦覧に供する場所】	岩谷産業株式会社　東京本社 (東京都港区西新橋３丁目21番８号) 岩谷産業株式会社　中部支社 (名古屋市中区丸の内３丁目23番20号) 岩谷産業株式会社　千葉支店 (千葉市中央区登戸１丁目21番８号) 岩谷産業株式会社　横浜支店 (横浜市港北区新横浜２丁目14番地の27) 岩谷産業株式会社　神戸支店 (神戸市兵庫区浜崎通２番７号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜１丁目８番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄３丁目８番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年11月８日開催の当社取締役会において、当社を完全親会社とし、岩谷瓦斯株式会社（以下、「岩谷瓦斯」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日株式交換契約書を締結いたしました。

従いまして、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	岩谷瓦斯株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋３丁目21番８号
代表者の氏名	代表取締役社長 宮川 隆史
資本金の額	1,619百万円
純資産の額	9,198百万円（単体）（平成24年３月31日時点）
総資産の額	27,639百万円（単体）（平成24年３月31日時点）
事業の内容	各種ガスの製造及び販売、並びに各種ガスの生産供給設備、容器及び器具の製造及び販売等

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および当期純利益

（単体）

事業年度	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期
売上高（百万円）	42,943	44,951	48,992
営業利益（百万円）	550	1,062	1,011
経常利益（百万円）	622	1,195	1,144
当期純利益（百万円）	236	564	508

③ 大株主の氏名または名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年10月31日時点）

・岩谷産業㈱	90.89%
・ダイソー㈱	3.70%
・秋田 博	1.08%
・大同興産㈱	0.77%
・サツマ酸素工業㈱	0.37%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

・資本関係　当社は岩谷瓦斯の発行済株式総数（32,388,800株）の90.89%、総株主の議決権の90.89%を有しており、岩谷瓦斯は当社の連結子会社であります。

・人的関係　当社の代表取締役１名が、岩谷瓦斯の取締役を兼任しており、当社の取締役１名及び従業員１名が、岩谷瓦斯の社外監査役を兼任しております。

・取引関係　当社は、岩谷瓦斯が製造した産業ガスを販売しております。

(2) 本株式交換の目的

今般、当社は産業ガスの製造を担う岩谷瓦斯とより安定した資本関係を構築することを通じて、これまで以上に連携を強化することで、岩谷瓦斯の事業基盤の更なる強化・拡大を図ることが出来ると判断しました。当社グループは、本株式交換を通じ、激化する競争環境と事業環境の変動に対応し、産業ガス・溶材事業の事業収益の拡大を目指してまいります。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

平成24年11月８日付けで締結した株式交換契約書に基づき、当社を完全親会社、岩谷瓦斯を完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、平成25年１月１日を効力発生日とする予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

岩谷瓦斯の普通株式１株につき、当社の普通株式0.96株を割当て交付します。ただし、当社が保有する岩谷瓦斯の普通株式29,436,625株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。また、当社が、本株式交換により交付する当社の普通株式については、全て、当社の保有する自己株式を充当する予定です。

③ その他の株式交換契約の内容

当社が岩谷瓦斯との間で締結した平成24年11月８日付株式交換契約書の内容は次の通りです。

株式交換契約書

岩谷産業株式会社（以下「甲」という）と岩谷瓦斯株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換完全親会社と株式交換完全子会社）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済普通株式（ただし、甲が有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 甲 ： 株式交換完全親会社
商号： 岩谷産業株式会社
住所： 大阪市中央区本町3丁目6番4号

(2) 乙 ： 株式交換完全子会社
商号： 岩谷瓦斯株式会社
住所： 東京都港区西新橋3丁目21番8号

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1．甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に0.96を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2．甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.96株の割合をもって割り当てる。

3．甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他の関係法令の規定に基づき、これを処理するものとする。

第4条（資本金及び資本準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む）第39条に定めるところに従って、甲が定める。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換が効力を発生する日は、平成25年1月1日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し書面による合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会における承認等）

1．甲は、会社法第796条第3項本文に基づき、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで本株式交換を行う。但し、甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含む。）第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされ、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2．乙は、会社法第784条第1項本文に基づき、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで本株式交換を行う。

3．前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの財産の管理及び事業の執行を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、本株式交換に関し、甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされ、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、甲が効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項に関する決議を経ることができなかった場合には当然に効力を失う。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の財産、経営状態に重要な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し書面による合意の上、本株式交換に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して協議すべき事項が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月８日

（甲）　大阪市中央区本町3丁目6番4号
岩谷産業株式会社
代表取締役社長 野 村 雅 男
（乙）　東京都港区西新橋3丁目21番8号
岩谷瓦斯株式会社
代表取締役社長 宮 川 隆 史

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するための措置として、各社はそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株価の算定を依頼し、当該算定機関から取得した算定結果を踏まえ、株式交換の当事会社間で慎重な交渉・協議を行い、合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととといたしました。以下の第三者機関による株価算定結果に基づき、各株式交換の当事会社間において、株式交換比率に関する交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の２．(3)②に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

ⅰ）当社について

当社は、野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）へ、株式交換比率の算定を依頼いたしました。野村證券は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所市場第１部、株式会社大阪証券取引所市場第１部及び株式会社名古屋証券取引所市場第１部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定を行いました。一方、岩谷瓦斯については、類似会社比較法による株式価値の評価が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映する観点からディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）を採用し、これらの各評価手法により算定を行いました。野村證券は、当社及び岩谷瓦斯に対する算定に基づき、株式交換比率に関する算定結果を当社に提示しました。なお、野村證券がＤＣＦ法の前提とした岩谷瓦斯の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、当社より提供された岩谷瓦斯の財務予測に関する情報については、岩谷瓦斯の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成された財務予測を基礎とし、当社の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。

ii）岩谷瓦斯について

岩谷瓦斯は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下、「三菱東京ＵＦＪ銀行」といいます。）へ、株式交換比率の算定を依頼いたしました。三菱東京ＵＦＪ銀行は、当社については、株式会社東京証券取引所市場第１部、株式会社大阪証券取引所市場第１部及び株式会社名古屋証券取引所市場第１部に上場されており、株価形成に関して特段の異常性が認められないことから市場株価平均法を採用して算定を行いました。一方、岩谷瓦斯については、株式を公開していないこと等から、類似会社比較法及びＤＣＦ法を採用し、これらの各評価手法により算定を行いました。三菱東京ＵＦＪ銀行は、当社及び岩谷瓦斯に対する算定に基づき、株式交換比率に関する算定結果を岩谷瓦斯に提示しました。なお、三菱東京ＵＦＪ銀行がＤＣＦ法の前提とした岩谷瓦斯の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

三菱東京ＵＦＪ銀行は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、岩谷瓦斯より提供された岩谷瓦斯の財務予測に関する情報については、岩谷瓦斯の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成された財務予測を基礎とし、岩谷瓦斯の経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。

② 算定機関との関係

野村證券及び三菱東京ＵＦＪ銀行は、いずれも当社及び岩谷瓦斯の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	岩谷産業株式会社
本店の所在地	大阪市中央区本町３丁目６番４号
代表者の氏名	代表取締役社長 野村 雅男
資本金の額	20,096百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	エネルギー事業、産業ガス事業等